

第 3 8 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市会議長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書の一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 3年 7月20日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

議会運営委員会理事会記録

1-2021.1

2-2021.2

3-2021.3

(2) 同年 8月 3日、実施機関は、本件公開請求①に対して、「議会運営委員会理事会記録（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書①」という。）を特定し、その一部を公開とするほか、1月分のうち 8日分及び18日分を除いたもの、2月分並びに 3月分は存在しないため非公開とする一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月 4日、審査請求人は、上記(2)の処分のうち本件行政文書①を一部公開とした部分（以下「本件処分①」という。）を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 3年 8月 4日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

議会運営委員会理事会記録

1-2021.1 1/8、1/18は除く

2-2021.2

3-2021.3

(2) 同月18日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「議会運営委員会理事会記録（請求に係るもの）」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、その一部を公開とするほか、3月分は存在しないため非公開とする一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月19日、審査請求人は、上記(2)の処分のうち本件行政文書②を一部公開とした部分（以下「本件処分②」という。）を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

(1) 令和3年9月17日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

本会議代表質問 6/24

公明党団長田辺雄一議員の2回目質問

(2) 同月27日、実施機関は、本件公開請求③を却下とする非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月30日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市会議長に対して審査請求を行った。

第4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部又は全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び②について

本件行政文書①及び②（以下「本件各行政文書」という。）に記載されている情報は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 審査請求③について

本件公開請求③の対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、

名古屋市市民情報センター（以下「情報センター」という。）及び名古屋市会図書室（以下「市会図書室」という。）において閲覧等ができる令和三年名古屋市会会議録（六月定例会）であり、条例第17条第3項に該当するため、請求を却下する。

2 上記1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①及び②について

ア 議会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）は、名古屋市委員会条例（昭和24年名古屋市条例第5号。以下「委員会条例」という。）第4条の2第3項に基づいて議会運営委員会の内部に設置された会議であり、議会運営委員会から委任された事項等について協議決定を行う。

イ 理事会は、議会運営全般に関し、個別具体的かつ詳細な事項について、会議が非公開であることを前提に、各会派の代表者の間において、率直な意見交換がなされる場であり、委員間の自由かつ率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、発言の萎縮につながることから一般市民の傍聴などを認めない非公開の会議としている。

ウ また、理事会が非公開の会議であることを前提として、公開されないことを期待して発言する場合や、委任された事項等について、より詳細な議論が行われることがあるため、個人のプライバシーに関する情報を含めて議論される場合もあり得る。

エ 理事会の記録は、理事会が委員会条例に基づく正式な会議であることや協議内容の重大性等に鑑みて、法令上明確な作成義務までは存在しないものの、議会関係者が議会運営の協議の参考とする等の目的で要旨の記録を作成している。そして、その記録については、非公開である理事会の性格上、個人情報等の非公開とすべき情報が多分に含まれる可能性がある。

オ 本件各行政文書は、上記エで述べた性格のものであり、そもそも一般に公開することを前提とした文書ではない。

本件各行政文書には、個人情報が多量に含まれていたことから、当該個人情報を保護するため、文書の一部を非公開とした。

カ 本件処分①及び②において、非公開とした部分は、当該個人の立場に立った場合、その全てについて、他人に公開されることを欲しないであ

ろうことが容易に認められるものであり、また、公開することにより、当該個人に重大な悪影響を及ぼすものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。そして、理事会は非公開の会議であって、その協議内容が一般に公開されているといった事情もないから、当該部分を非公開としたことは極めて妥当である。

キ 審査請求人は、「個人の氏名を（中略）黒塗りにすることは分かるが、黒塗りの部分が多いため全てが個人情報であるとは思えない」と主張するが、条例第 7 条第 1 項第 1 号は、個人の氏名に限って非公開とするものではない。個人の氏名以外にも、非公開とすべき個人情報は多岐にわたっており、黒塗りの部分が多くなることも十分にあり得るのであって、黒塗りの部分が多いからと言って、非公開とすべき個人情報以外の部分が黒塗りにされていることにはならない。

理事会の協議内容の一部が公開されることによって、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、結果的に個人情報を公開することにつながる場合があることは当然であって、このような場合、協議内容の大半が非公開となり得る。

ク 実施機関は、本件各行政文書に含まれる非公開情報の範囲について個々に精査を行い、非公開とすべき部分の決定を行っており、結果的に、審査請求人に「黒塗りの部分が多い」との感想を抱かせる程度の非公開部分が生じたに過ぎない。

(2) 審査請求③について

ア 会議録は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 123 条の規定及び名古屋市会会議規則（昭和24年市会規則第 1 号）第52条第 1 項の規定に基づき、本会議における議事日程及び諸般の報告、議事などに関する発言等を記載しており、地方自治法の規定の趣旨に則り、情報センター及び市会図書室等（以下「情報センター等」という。）に配架され、それぞれ一般の閲覧に供されている。

イ 条例第17条第 3 項は、「市の図書館その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設」において、「一般に閲覧させ又は貸し出すことができる」行政文書については、行政文書の公開の制度は適用しない旨の規定である。

情報センター等は、明らかに「図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設」であり、本件対象文書は、情報センター等で一般の閲覧に供されているため、情報公開請求があった場合には、条

例の規定に適合しない請求であるとして、却下を免れない。

ウ 本件対象文書は、市会図書室に令和 3年 9月14日に、名古屋市情報センターに同月17日にそれぞれ配架され、現在に至るまでの間、一般の閲覧に供されており、本件公開請求③の請求日時点において、情報センター等で一般に閲覧可能な状態であったことから、条例第17条第 3項の規定により、行政文書の公開の制度の対象とはならない。したがって、実施機関が、本件公開請求③を却下し、非公開としたことは極めて妥当である。

エ 審査請求人は、本件公開請求③に至るまでの経緯を踏まえ、実施機関の運用がおかしい旨主張するが、これらは、本件処分③の妥当性とは関係のない主張である。

なお、実施機関は、本件対象文書が作成された場合には、一般に公開される予定であることを明示しており、その対応に欠けるところはない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 審査請求①及び②について

本件処分①及び②を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求③について

非公開決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①及び②について

ア 個人の氏名を条例第 7条第 1項第 1号の個人情報に該当するとして黒塗りにすることはわかるが、黒塗りの部分が多いため全てが個人情報であるとは思えない。

イ 公人である議員の発言は公にすべきである。本当に嫌なことであれば、発言を拒否すればよいが、堂々と発言しているので、黒塗りにするのはおかしい。議員が自分の口から言ったので、秘密にする事項ではない。

ウ 隠すことによって、理事会そのものの信頼性がなくなる。

(2) 審査請求③について

ア 通常、名古屋市の他の部局では、公開請求し、不存在であった場合、再度請求せよという指示があり、再度請求すると文書を公開している。実施機関では、その指示がなく、却下されたため、運用がおかしい。今回の却下という処置はふに落ちない。

イ 実施機関は、仕事がゆっくりでちっとも議事録を作成しない。公開請求するたびに、不存在という決定がされ、挙句の果てに作成したら、「既に公表している」と言われる。誠実さがないのではないか。

ウ 最終的に公表するのであれば、最初からその旨を伝えるべきである。「まだ作成していない」と言われると。そのうち公開等の決定がされるだろうと期待する。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件各行政文書に記載されている理事会での協議内容の要旨のうち実施機関が非公開とした情報（以下「本件情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件対象文書が条例第 17 条第 3 項に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本会議について

名古屋市の会（以下「市会」という。）の議員全員で構成され、市会の最終的な意思を決定する会議である。本会議開催後は、逐語で記録した会議録が作成され、情報センター等に配架されるほか、ウェブサイトでも公表される。

(2) 理事会について

委員会条例第 4条の 2第 3項に基づいて、議会運営委員会の内部に設置された会議であり、議会運営委員会から委任された事項等について協議決定を行う。一般に傍聴することはできず、非公開で開催されるが、協議内容の要旨を記録した議事録が作成される。当該議事録は、情報センター等には配架されず、一般の閲覧には供されない。

なお、議会運営委員会は、議会の円滑な運営のため、議会の運営方法や会議規則などに関する調査を行い、議案等を審査するために市会に設置されている委員会である。一般に傍聴することが可能であり、逐語で記録した議事録が作成され、情報センター等に配架されるほか、ウェブサイトでも公表される。

(3) 本件各行政文書について

令和 3年 1月 8日から同年 2月24日までの間に開催された計11回の理事会での協議内容の記録である。当該記録には、対象となる理事会での協議内容の要旨が記録されており、本件情報はその一部である。

当該文書は、上記(2)の理事会に係る議事録であり、一般の閲覧には供されていない。

(4) 本件対象文書について

本件公開請求③は、令和 3年 6月24日に開催された本会議において行われた代表質問に係る文書を求めたものであるが、該当する文書として「令和三年名古屋市会会議録（六月定例会）」が存在する。

当該文書は、上記(1)の本会議に係る会議録のうち令和 3年の 6月定例会のものである。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

- (2) 当審査会は、いわゆるインカメラ審理を行い、本件各行政文書を見分したところ、次の事実が認められた。

ア 本件情報は、既に公になっている情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

イ また、本件情報は、当該個人のプライバシーに関する情報又は当該個人のプライバシーそのものとまでは言えないまでも、それを強く類推させる、密接な関連性が認められる情報である。

ウ さらに、本件情報の内容は、上記第 4の 2(1) カで実施機関が主張するとおり、当該個人の立場に立った場合、通常他人に知られたくないと認められるものである。

(3) 審査請求人は、上記第 5の 2(1) アのとおり、黒塗りの部分が多いため全てが個人情報であるとは思えない旨主張するが、上記(2) イのとおり、本件情報には、特定の個人のプライバシーに関する情報に加え、それを強く類推させる、密接に関連した情報が一体不可分の状態となって混在していることが認められる。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

5 本件対象文書の条例第17条第 3項該当性について

次に、本件対象文書が、条例第17条第 3項に該当するか否かを判断する。

(1) 本条は、法令又は他の条例により閲覧制度が定められている場合等における条例の適用関係を定めたものである。第 3項は、名古屋市の図書館、情報センター等の施設において、閲覧又は貸出しの目的で管理されている行政文書については、当該閲覧等によることとし、条例は適用しないとするものである。

(2) 当審査会が調査をおこなったところ、以下の事実が認められた。

ア 審査請求人は、令和 3年 6月24日を皮切りに、本件公開請求③と同様の公開請求を 6回行っているが、実施機関はそれらの請求に対して、毎回文書不存在を理由に非公開決定を行うとともに、「1年以内に情報センター等で閲覧可能となる」旨を案内している。なお、6回目の決定は本件公開請求③の前日の令和 3年 9月16日に行われている。

イ 上記第 4の 2(2) ウで実施機関が主張するとおり、本件対象文書は、同月14日から市会図書室に、同月17日からは情報センターにも配架されている。

ウ 審査請求人は、同月17日に本件公開請求③を行っている。

(3) 上記(2)を踏まえると、文書の閲覧に係る案内について、実施機関の対応には適切さを欠いていると見受けられる点があるものの、本件対象文書は、本件公開請求③の請求日時点では、情報センター等で閲覧可能な状態であったことが認められる。

(4) したがって、本件対象文書は条例第17条第3項に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分①、②及び③の妥当性については、上記4及び5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
令和 3年 8月11日	諮問書の受理
9月30日	弁明書の写しの受理
10月 5日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和 3年 8月31日	諮問書の受理
10月11日	弁明書の写しの受理
10月14日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(3) 審査請求③について

年 月 日	内 容
令和 3年10月27日	諮問書の受理
12月21日	弁明書の写しの受理

令和 4年 1月 5日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
-------------	--------------------------------------

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 4年11月 4日 (第39回第 3小委員会)	調査審議
12月 2日 (第40回第 3小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第41回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第41回第 3小委員会)	調査審議
2月 3日 (第42回第 3小委員会)	調査審議
3月23日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人